

岐阜県発注の建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る  
基準比較価格及び制限比較価格の算出について（お知らせ）

岐阜県発注の建設工事及び建設コンサルタント業務等の低入札価格調査制度における低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び最低制限価格制度における最低制限価格（以下「制限価格」という。）については、消費税8%分を含んだ額としているところですが、入札参加者から提出される入札額は消費税8%分を含まない額となっております。

そのため、入札額との比較にあたっては、基準価格又は制限価格を1.08で除した額（以下「基準比較価格又は制限比較価格」という。）を算出することとしております。

この算出にあたっては、以下のとおり取り扱いますので、ご承知おきください。

例1) 基準価格又は制限価格が6,833,268円となった場合

$$6,833,268 \div 100/108 = 6,327,100$$

→基準比較価格又は制限比較価格は **6,327,100円**

例2) 基準価格又は制限価格が6,833,267円となった場合

$$6,833,267 \div 100/108 = 6,327,099.074\dots$$

→基準比較価格又は制限比較価格は **6,327,100円**（※）

※ 基準比較価格又は制限比較価格に消費税8%を加算した場合、基準価格又は制限価格と一致しないことがありますのでご注意ください。